

平成30年10月18日  
海員北海道地支発18-354号

苫小牧市長  
岩倉 博文 殿

全日本海員組合  
組合長 森田 保己 代理  
北海道地方支部長 鈴木 敏

## 海国日本における船員の確保育成に向け

### 船員税制（住民税）の確立を求める再要請

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、船員を代表する全日本海員組合とその家族を代表する全国海友婦人会の諸活動に対しご理解を頂いておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、全日本海員組合は船員に係る住民税軽減の取組みを全国的に進め、昨年12月8日には野田聖子総務大臣に「第78回定期全国大会決定事項に基づく申し入れ」を行い、その中の「船員税制確立の取組み」について、今年5月に回答をいただきました。

その回答については別紙のとおりですが、「住民税については市町村で判断いただき、総務省の了解なく減免できる制度となっている。今後、地方は人手不足となり一人でも多くの現役の人たちに住んでもらいたい。地方自治体のやる気の問題であり、総務省は一切何も言うものではない。」との趣旨であります。

平成26年には三重県四日市市において「長期外航勤務に従事する船員等に対する個人市民税の減免に関する要綱」として、全国で初めて船員に係る住民税減免が実施され、一昨年4月には、三重県・鳥羽市においても船員の住民税減免が実施されています。

概要としては、両市ともに連続6ヵ月以上の外航船舶など陸地以外での勤務によっていずれの国からも行政サービスの享受に制限があると認められる場合に、個人市民税の均等割部分の二分の一が減免されるという内容です。

平成 30 年 5 月 15 日

### 船員に対する住民税の減免について

平成 29 年 12 月 8 日（金）11 時より、全日本海員組合は野田聖子総務大臣に「第 78 回定期全国大会決定事項に基づく申し入れ」を行った。その際に要望した「船員税制確立の取り組み」について、総務大臣から下記の趣旨の回答を得た。

なお、総務大臣の発言については、事柄の重要性に鑑み、堀内隆広総務大臣秘書官と海事振興連盟会長 衛藤征士郎衆議院議員・神田信浩政策担当秘書との間で確認が行われ、組合に回答がなされたものである。

#### 記

**要 望** 住民税については、各市あるいは町の首長が減免について判断できるという状況になっている。組合として色んな地方自治体に要請しているが、残念ながら平成 26 年に導入した四日市市、平成 28 年に導入した鳥羽市以外については、総務省が了解をしていただければ、あるいは総務省からそういう対応をしてもよいとあれば、踏み込むことはできるが、総務省を見てなかなか踏み込まれない自治体が多い状況にある。

**回 答** 基本的には市町村で判断いただくことなので、総務省から命令するものではなく、総務省の了解なく減免できるという制度となっている。逆にそのことをご存知ない市町村もあるのかもしれない。全て総務省が決められているようなイメージを持っているのかもしれない。

地方の税であり地方分権であるので、これから自治体に問い合わせをされるときは、自治体の判断について総務省の了解を得るものではなく、各自治体の判断で減免することが可能だと言っていたと、そのように伝えていただいて差し支えない。

これから地方はどんどん人手不足になり、一人でも多くの現役の人たちに住んでもらいたいと思っている。海を大切にしている地域であれば、そこで働く人たちの住み心地というか、これも地方自治体のやる気度の問題だと思うので、これに関して総務省は一切何も言うものではない。

以 上